

# 一般財団法人 日本ボクシングコミッション 定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

この法人は、一般財団法人日本ボクシングコミッションと称する。英文では、JAPAN BOXING COMMISSIONと表示し、JBCと略称する。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

この法人は、日本のプロボクシングを中立・公正に管理、運営し、プロボクシングの健全な発展を図り、もって日本のスポーツ文化の振興と国際親善に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

- 1 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) プロボクシングの試合の管理、承認及び試合に関する諸規則の制定
  - (2) 国際ボクシング団体との交流の推進
  - (3) ボクシング関係功労者の顕彰
  - (4) アマチュアスポーツに対する支援
  - (5) 青少年の健全な育成への支援等の社会貢献活動
  - (6) プロボクシング関係者の適正性を確保するための審査及び資格の付与
  - (7) プロボクシング選手の健康管理及び安全の防護
  - (8) その他第3条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の各事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### 第5条 (財産の種類)

- 1 この法人の財産は基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

#### 第6条（基本財産の維持及び処分）

- 1 この法人は、基本財産を適正に維持・管理する。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

#### 第7条（財産の管理及び運用）

本財団の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

#### 第8条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

#### 第9条（事業計画及び収支予算）

- 1 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、当該年度が終了するまでの間、主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 第10条（事業報告及び決算）

- 1 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が下記各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、それら書類の写しを従たる事務所に3年間、それぞれ備え置かなければならない。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書面
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書面

## 第4章 評議員

### 第11条（評議員）

- 1 この法人に評議員5名以上8名以内を置く。
- 2 評議員のうち1名を評議員会議長とする。

### 第12条（評議員の選任及び解任）

- 1 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 評議員について、次のイからへのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 人格を異にする他の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の次のイからニのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会議長は、評議員会において選任する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

#### 第13条（任期）

- 1 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### 第14条（評議員に対する報酬）

- 1 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等に係る費用の支払いに関する規程による。

### 第5章 評議員会

#### 第15条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### 第16条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 常勤の理事及び監事に対して支給する報酬等の支給基準及びその額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 合併・事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### 第17条（種類及び開催）

- 1 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎年一回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも招集することができる。

#### 第18条（招集）

- 1 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### 第19条（議長）

評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当たる。

#### 第20条（決議）

- 1 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項

#### 第21条（決議の省略）

理事会が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### 第22条（報告の省略）

理事が評議員全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告を要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

### 第23条（議事録）

- 1 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。但し、評議員会はその決議をもって議事録に記名押印する者を定めることができる。

### 第24条（評議員会運営規則）

評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

## 第6章 役員

### 第25条（役員の設定）

- 1 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 12名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長とし、会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、会長及び理事長を除く理事の中から第26条第4項に従って選定する理事を同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事（以下「執行理事」という）とする。
- 3 執行理事は2名以内とする。

### 第26条（役員を選任）

- 1 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。監事についても同様とする。
  - (1) 理事について、次のイからへのいずれかに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること
    - イ 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者
    - ハ 当該理事の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他に財産によって生計を維持している者
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
  - (2) 人格を異にする他の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の次

のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 会長及び理事長は、理事の中から理事会の決議によって選任する。

4 執行理事は理事の中から理事会の決議によって選定する。

#### 第27条（理事の職務及び権限）

1 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は日本ボクシングコミッショナーとなり、この法人を代表し、定款に定める事項を行うほか、プロボクシングの試合の認定に関する事項を行う。

3 理事長は、この法人の業務を統轄し、この法人を代表する。

4 執行理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、予め定めた順位に従いその業務執行にかかる職務を代行する。

5 会長、理事長及び執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### 第28条（監事の職務及び権限）

1 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告

を作成すること。

- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 第29条（役員任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

#### 第30条（役員解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。



### 第31条（報酬等）

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

### 第32条（取引の制限）

- 1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。
  - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を当該取引後遅滞なく理事会に報告しなければならない。

### 第33条（責任の免除又は限定）

- 1 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

### 第34条（顧問）

- 1 この法人に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において選任する。ただし、顧問の選任後、直近の評議員会においてその選任を承認する決議がされることを要し、その決議がされないときは、顧問はその職を解任される。
- 3 顧問の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、評議員会、会長及び理事長の諮問に応え、意見を述べることができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、評議員会の決議により、別に定める役員等に係る費用の支払いに関する規程に従い、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

### 第35条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 第36条（権限）

- 1 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 会長、理事長及び執行理事の選任及び解職
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 評議員会の日時及び場所、並びに議題の決定
  - (4) 規則等の制定、変更及び廃止の決定
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、この法人の業務執行の決定
- 2 理事会は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な法令で定める体制の整備を行う。
- 3 前2項に関する事項の諮問に応ずるため、理事会の決議をもって運営委員会を設置することができる。

### 第37条（種類及び開催）

- 1 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長又は理事長が必要と認めたとき
  - (2) 会長及び理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

### 第38条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 会長及び理事長が欠けたとき又は会長及び理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### 第39条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第40条（招集の通知）

- 1 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び監事に対して通知をしなければならない。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### 第41条（決議及び定足数）

- 1 理事会の決議は、この定款に別段の定めのあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### 第42条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その議案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### 第43条（報告の省略）

- 1 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告については、適用しない。

#### 第44条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長、理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第45条（理事会運営規則）

理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

## 第8章 委員会

### 第46条（委員会）

- 1 この法人には、第4条に定める事業を円滑に遂行するために次の委員会を置く。ただし、理事会の議決を経て委嘱する事項を定めてこれら以外の委員会を設けることができる。
  - (1) ランキング委員会
  - (2) 選手権委員会
  - (3) 渉外・苦情処理委員会
  - (4) 健康管理委員会
  - (5) 審判委員会
  - (6) 総務・財務委員会
  - (7) 倫理委員会
  - (8) 資格審査委員会
  - (9) サポート委員会
- 2 各委員会の委員長及び委員は、理事、学識経験者その他この法人の業務を遂行するために適当と認められる者の中から理事長が委嘱し、その旨を理事会に報告する。
- 3 各委員会は、いずれも会長、理事長及び委員長の指揮監督の下に活動する。
- 4 各委員会の委員の選任、その他委員会の運営に関する事項は、理事会の議決をもって別途定める。

## 第9章 事務局及び職員

### 第47条（事務局及び職員）

- 1 この法人の事務を処理するため本部事務局、地区事務局を設け、それぞれの事務局に事務局長・その他必要な職員を置く。
- 2 本部事務局長及び地区事務局長（以下「事務局長」という）の事務を統括するため、統括本部長を置く。
- 3 統括本部長及び事務局長は理事会の承認を得て理事長が任命する。但し統括本部長は執行理事をもってこれに充てる。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営並びに職員の任免及び就業に関する規則は、理事会の決議により別に定める。
- 6 統括本部長及び事務局長並びに職員は有給とする。

### 第48条（地区事務局）

この法人の地区事務局の設置及び組織並びに運営に関する事項については理事

会の議決をもって定める。

#### 第49条（備付け帳簿及び書類）

- 1 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類（電子データ化したものを含む。）を常備しなければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認証、認定、許可等及び登記に関する書類
  - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 役員等に係る費用の支払いに関する規程
  - (6) 事業計画書及び収支予算書
  - (7) 事業報告書及び決算報告書
  - (8) 監査報告書
  - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

### 第10章 賛助会員

#### 第50条（賛助会員）

- 1 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができる。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議をもって、別に定める入会及び退会に関する規則によるものとする。

### 第11章 定款の変更及び解散

#### 第51条（定款の変更）

- 1 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議をもって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

#### 第52条（解散）

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

#### 第53条（残余財産の処分等）

- 1 この法人は、剰余金の分配を行わない。

- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

### 第54条（情報公開）

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### 第55条（個人情報の保護）

- 1 この法人は、業務上知り得た個人の情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第56条（公告の方法）

- 1 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲示する方法による。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

平成27年10月7日一部変更（平成27年10月6日の評議員会にて承認可決）

平成28年2月24日一部変更（平成28年2月23日の評議員会にて承認可決）

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、林有厚及び秋山弘志とする。

4 この法人の最初の理事及び監事は、以下に記載する者とする。

理 事	林	有厚
理 事	秋山	弘志
理 事	向島	祐
理 事	大野	剛義
理 事	土屋	誠次
理 事	谷	諭
理 事	大橋	秀行
理 事	森田	健
理 事	大槻	穰治
理 事	津江	章二
監 事	俵谷	利幸
監 事	朝井	正昭

以上